

コンピュータ 2000 年問題対策における残された課題

名古屋大学 久保田 隆

1. 問題意識

西暦 2000 年を直前に控えた現在、金融システム不安の最大要因の 1 つがコンピュータ 2000 年問題（以下 Y2K）である。Y2K が顕現化すると ATM や決済システムの正常稼働が妨げられ、経済活動に多大な悪影響を及ぼす危険がある。このため、官民を挙げて Y2K 対策が図られ、政府アンケート等によれば、現在、Y2K 対策は概ね完了したかに見える。

しかし、実はかなり危険な兆候も随所に見られ、Y2K 発生に伴う混乱を如何に回避するかがより重要になってきた。日本政府も危機管理体制を備えつつあるが、法制面では未解決の課題も多い。本報告は、アメリカの事例を参考に、法政策的な観点から政府の課題を浮き彫りにすると共に、日本の実情に即した解決策、民間企業の自衛策を考えたい。

2. 法政策上の課題

法政策上の課題を見た場合、大きな課題は 2 つある。

第 1 番目が情報公開である。Y2K に伴うリスクに適切に対処するためには個別企業の対応情報を把握する必要があるが、企業の情報公開が不十分なため、なかなか難しい。そこで、情報公開を促進するには如何なる法規制を行うべきか。情報公開を促進するには、企業間の情報共有に伴う独占禁止法違反、悪い情報に対する名誉毀損、誤った情報に対する不実表示といった法的障害を緩和すると共に、情報公開のインセンティブを強化する必要がある。反面、国民の過剰反応（例：取付け）防止のため情報公開に慎重なニーズもあり、適切な情報公開が重要になる。

第 2 番目は訴訟多発への対応である。Y2K が顕現化すると被害者が多数に及ぶため、損害の補填等を巡る訴訟が多発する可能性がある。この結果、ベンダー企業等に訴訟が集中し、巨額な賠償金支払で法務倒産が続出する可能性があるが、これを産業政策上どう考えるか。また、少額事件や涉外事件、更に高度な IT 案件が多発する結果、裁判所が機能麻痺に陥る可能性も大きい。司法秩序の混乱を如何に回避するか。産業政策上は、免責約款をどの程度保護するか、情報公開で被害者が合理的に損害を回避し得た場合にどの程度過失相殺するか、過失責任主義をどの程度貫くか、消費者保護はどの程度要求されるかといったルールを予め明確化しておくことで、被告となり得る企業のリスクを予見可能な範囲内に抑える必要がある。一方、少額事件や涉外事件、高度な IT 案件については、裁判よりも裁判外紛争処理制度（ADR：Alternative Dispute Resolution）が望ましいため、関連諸制度を整備すると共に ADR 活用にインセンティブを与える法規制が必要になる。

その他、Y2K 対応支援制度の拡充、災害対策なども重要である。

日本はこれらの政策課題にまだ明確な解答を示していない。一方、アメリカは昨年 10 月の Year 2000 Information and Readiness Disclosure Act 制定や今年 7 月の Y2K Act 制定、あるいは ADR の整備でこれに対応した。今後、日本政府には一層の対応進展を期する一方、日本企業には情報収集の他、日本法や関連外国法に基づく法解釈・証拠固め、海外 ADR の積極的活用を期待したい。